

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年1月13日
【四半期会計期間】	第27期第3四半期(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)
【会社名】	株式会社リソー教育
【英訳名】	RISO KYOIKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 秀一
【本店の所在の場所】	東京都豊島区目白三丁目1番40号
【電話番号】	03 5996 2501(代表)
【事務連絡者氏名】	情報開示担当リーダー 澤井 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区目白三丁目1番40号
【電話番号】	03 5996 3701
【事務連絡者氏名】	情報開示担当リーダー 澤井 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 第3四半期連結 累計期間	第27期 第3四半期連結 累計期間	第26期 第3四半期連結 会計期間	第27期 第3四半期連結 会計期間	第26期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 3月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 9月1日 至平成22年 11月30日	自平成23年 9月1日 至平成23年 11月30日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高(千円)	12,706,381	13,689,839	3,993,923	4,430,075	18,751,831
経常利益(千円)	939,913	1,003,170	39,345	164,497	2,663,227
四半期(当期)純利益 又は純損失( )(千円)	381,309	408,968	100,329	44,852	1,366,523
純資産額(千円)	-	-	2,152,193	2,396,849	2,887,777
総資産額(千円)	-	-	9,012,168	9,793,669	9,599,082
1株当たり純資産額(円)	-	-	595.68	676.82	809.55
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は純損失金額( )(円)	104.36	115.55	27.65	12.67	375.49
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	23.9	24.4	30.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,566,246	2,153,724	-	-	1,066,032
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	594,536	744,141	-	-	440,438
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	769,220	753,078	-	-	711,023
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	1,618,111	1,986,696	1,330,192
従業員数(人)	-	-	499	512	496

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第26期第3四半期連結累計期間、第26期第3四半期連結会計期間、第26期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。また、第27期第3四半期連結累計期間、第27期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 当社は「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。従って、1株当たり純資産額及び1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定するための期末の普通株式数及び普通株式の期中平均株式数について、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を控除しております。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### （1）連結会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数（人）	512（5,538）
---------	------------

- （注）1．従業員数は就業人員であります。  
2．従業員数欄の（外書き）は、準社員、アルバイト講師及びパートタイマーの当第3四半期連結会計期間における平均雇用人員であります。

### （2）提出会社の状況

平成23年11月30日現在

従業員数（人）	237（4,229）
---------	------------

- （注）1．従業員数は就業人員であります。  
2．従業員数欄の（外書き）は、準社員、アルバイト講師及びパートタイマーの当第3四半期会計期間における平均雇用人員であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 事業所と収容能力

事業所及び収容能力に著しい変化はありません。

#### (2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間におけるセグメント別内訳を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)	前年同四半期比
	売上高(千円)	(%)
学習塾事業(トーマス)	2,368,922	107.8
家庭教師派遣教育事業(名門会)	1,135,427	118.9
幼児教育事業(伸芽会)	786,368	114.4
インターネットテレビ電話教育事業 (日本エデュネット)	97,433	80.0
その他	41,923	129.3
合計	4,430,075	110.9

(注) 1.売上高には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループの業績は、受験後の卒業等により生徒数が変動することから、新学年スタート時期である第1四半期を底とし、講習会授業を実施する第2・第4四半期に大きく膨らむ季節的な変動要因があります。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響を受け停滞していた経済活動に徐々に回復の兆しが見られたものの、円高の進行や欧州債務問題の長期化などにより、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

学習塾業界におきましては、こうした経済状況に従来からの少子化の流れも加わり、従前の業績不振に陥った企業が、その後も引続き厳しい状況で推移しているものと見受けられました。

このような外部環境に対して、少子化・不況を前提としたビジネスモデルの当社は、過去最高の業績を更新した前期平成23年2月期(第26期)をさらに上回る売上増・利益増となりました。

具体的には、当第3四半期連結会計期間における売上高は4,430百万円(前年同期比10.9%増)、営業利益は174百万円(前年同期比282.4%増)、経常利益は164百万円(前年同期比318.1%増)、四半期純利益は44百万円(前年同期は四半期純損失100百万円)となりました。

また当社グループでは、被災地域の復旧・復興に役立てていただきたく、東日本大震災により被災された方々への支援活動を進めております。

直近では、早稲田大学と協力して被災地の小中学生に向けて理科・スポーツ・音楽教育の巡回移動体験教室を開催しております。また、チャリティイベント(プロ野球公式戦、Jリーグ公式戦、新国立劇場オペラ公演)を開催し、被災地域の中学サッカー部・少年野球チームの選手招待、来場者からの募金の寄付などの支援活動を実施いたしました。

今後も復興に向けた支援活動を継続していく所存です。

セグメント別の業績は次のとおりとなります。

トーマス [学習塾事業部門]

他塾との差別化戦略に基づく完全1対1の進学個別指導による高品質な教育サービスを提供し、売上高は2,368百万円（前年同期比7.8%増）となりました。

当第3四半期連結会計期間におきましては、トーマス田無校（東京都）を新規開校し、トーマス葛西校（東京都/西葛西校・行徳校）を拡大移転リニューアルいたしました。

名門会 [家庭教師派遣教育事業部門]

全国レベルでの事業エリア・規模拡大を進め、売上高は1,135百万円（前年同期比18.9%増）となりました。

伸芽会 [幼児教育事業部門]

東日本大震災の影響により、一時的に関東地区からの避難行動が顧客に見受けられたものの、新規事業として幼児英才教育型の長時間託児事業「伸芽'sクラブ（しんが~ずくらぶ）」をスタートさせるなど売上高は786百万円（前年同期比14.4%増）となりました。

日本エデュネット [インターネットテレビ電話教育事業部門]

「学校が、学校内に個別指導塾を運営設置する」というコンセプトで提供する「スクールeステーション」および会員制学校情報サイト「エデュケーションマガジン」の営業展開を進め、売上高は97百万円（前年同期比20.0%減）、内部売上を含むと150百万円（前年同期比8.4%減）となりました。

その他 [人格情操合宿教育事業ならびに生徒募集勧誘事業部門]

人格情操合宿教育事業部門のスクールツアーシップにおきましても、東日本大震災の影響により野外活動を控える動きが見受けられました。

一方生徒募集勧誘事業部門のリソー教育企画は、従来通りトーマスの成長の原動力となる生徒募集勧誘事業を積極的に行いました。

その結果、その他部門の合計では、売上高が41百万円（前年同期比29.3%増）、内部売上を含むと115百万円（前年同期比15.6%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金、その他（流動資産）、建物（純額）、繰延税金資産（投資その他の資産）、敷金及び保証金、その他（投資その他の資産）の増加、営業未収入金の減少等により前連結会計年度末と比較して194百万円増加し、9,793百万円となりました。

負債は、前受金、長期借入金、資産除去債務の増加、未払法人税等の減少等により前連結会計年度末と比較して685百万円増加し、7,396百万円となりました。

純資産は、利益剰余金の減少、自己株式の増加等により前連結会計年度末と比較して490百万円減少し、2,396百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,986百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は320百万円（前年同期に使用した資金は56百万円）となりました。この主な内容は、税金等調整前四半期純利益158百万円、売上債権の減少額677百万円、法人税等の支払額567百万円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は331百万円（前年同期に使用した資金は209百万円）となりました。この主な内容は、有形固定資産の取得による支出84百万円、投資有価証券の取得による支出86百万円、敷金及び保証金の差入による支出155百万円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は164百万円（前年同期に使用した資金は284百万円）となりました。この主な内容は、短期借入れによる収入1,000百万円、短期借入金の返済による支出150百万円、長期借入金の返済による支出644百万円、配当金の支払額389百万円等によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	完了年月日	完成後の 増加能力
提出会社	トーマス田無校 (東京都西東京市)	学習塾事業	事業所の新設	平成23年10月	-

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,220,000
計	14,220,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年1月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,266,225	4,266,225	東京証券取引所 市場第一部	当社は単元株制度は採用 していません。
計	4,266,225	4,266,225		

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成23年9月12日取締役会決議

(第6回新株予約権)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	200,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり6,000 (注)9~11
新株予約権の行使期間	平成23年9月27日から 平成24年9月26日まで (注)12
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注)9・17
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。(注)13
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の 承認を要する。(注)15
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11

(注)第6回新株予約権について

- 新株予約権の名称 株式会社リソー教育第6回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
- 本新株予約権の払込金額の総額 金1,950,000円
- 申込期日 平成23年9月27日
- 割当日および払込期日 平成23年9月27日
- 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
- 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - 本新株予約権の目的である株式の総数は200,000株(本新株予約権1個当たり1株)とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。



7. 本新株予約権の総数 200,000個  
8. 各本新株予約権の払込金額 金9円75銭  
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。  
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、6,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。

10. 行使価額の修正

当社は平成23年9月27日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第18項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう、以下同じ。）（当該修正日の前取引日当日を含む。）までの3連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、5,070円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & & \text{交付普通} & \times & \text{1株当たりの} \\ & & \text{普通株式数} & + & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & & & & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{時価}} & & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。

- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使請求期間  
平成23年9月27日から平成24年9月26日までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由  
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり9円75銭の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所  
株式会社リソー教育 管理企画局
21. 払込取扱場所  
株式会社三菱東京UFJ銀行 池袋支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を9円75銭とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
  - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(第7回新株予約権)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	200,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり7,000 (注)9~11
新株予約権の行使期間	平成23年9月27日から 平成24年9月26日まで (注)12
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)9・17
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。(注)13
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。(注)15
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11

(注)第7回新株予約権について

1. 新株予約権の名称 株式会社リソー教育第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金700,000円
3. 申込期日 平成23年9月27日
4. 割当日および払込期日 平成23年9月27日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は200,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 200,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金3円50銭
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、7,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正  
当社は平成23年9月27日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第18項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう、以下同じ。）（当該修正日の前取引日当日を含む。）までの3連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回るものとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、5,070円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}} \times \text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

#### 12. 本新株予約権の行使請求期間

平成23年9月27日から平成24年9月26日までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり3円50銭の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

株式会社リソー教育 管理企画局

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 池袋支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を3円50銭とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(第8回新株予約権)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年11月30日)
新株予約権の数(個)	200,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり8,000 (注)9~11
新株予約権の行使期間	平成23年9月27日から 平成24年9月26日まで (注)12
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)9・17
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。(注)13
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。(注)15
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11

(注)第8回新株予約権について

1. 新株予約権の名称 株式会社リソー教育第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金450,000円
3. 申込期日 平成23年9月27日
4. 割当日および払込期日 平成23年9月27日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は200,000株（本新株予約権1個当たり1株）とする。  
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。  

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 200,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金2円25銭
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、8,000円とする（以下「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正



当社は平成23年9月27日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第181項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）（当該修正日の前取引日当日を含む。）までの3連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、5,070円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

#### 12. 本新株予約権の行使請求期間

平成23年9月27日から平成24年9月26日までとする。但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり2円25銭の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

#### 20. 行使請求受付場所

株式会社リソー教育 管理企画局

#### 21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 池袋支店

#### 22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を2円25銭とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。

#### 23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月1日～ 平成23年11月30日	-	4,266,225	-	693,475	-	289,824

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 653,195	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,613,030	3,613,030	同上
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	4,266,225	-	-
総株主の議決権	-	3,613,030	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,153株  
(議決権4,153個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株)リソー教育	東京都豊島区 目白3-1-40	653,195	-	653,195	15.3
計	-	653,195	-	653,195	15.3

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	5,120	4,200	4,100	4,320	4,495	4,950	4,965	4,840	4,475
最低(円)	3,115	3,800	3,900	3,905	4,150	4,380	4,400	4,280	3,980

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所第一部におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、九段監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,986,696	1,330,192
営業未収入金	1,368,056	2,835,764
たな卸資産	138,783	85,375
繰延税金資産	70,378	121,071
その他	544,541	275,493
貸倒引当金	14,906	16,847
流動資産合計	4,093,551	4,631,049
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,647,228	1,304,469
減価償却累計額	836,798	740,451
建物(純額)	810,429	564,017
工具、器具及び備品	1,693,133	1,610,266
減価償却累計額	572,761	519,207
工具、器具及び備品(純額)	1,120,371	1,091,059
土地	417,963	417,963
その他	20,291	20,291
減価償却累計額	17,486	16,587
その他(純額)	2,805	3,704
有形固定資産合計	2,351,569	2,076,744
無形固定資産		
のれん	16,434	65,738
その他	73,854	96,457
無形固定資産合計	90,288	162,195
投資その他の資産		
投資有価証券	233,355	177,866
繰延税金資産	638,809	550,831
敷金及び保証金	1,905,242	1,603,039
その他	472,176	385,326
投資その他の資産合計	3,249,583	2,717,063
固定資産合計	5,691,442	4,956,003
繰延資産		
社債発行費	8,675	12,029
繰延資産合計	8,675	12,029
資産合計	9,793,669	9,599,082

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	51,782	26,614
短期借入金	2,561,800	2,659,600
1年内償還予定の社債	100,000	100,000
未払金	1,022,399	874,285
未払法人税等	69,667	398,247
前受金	902,085	453,317
返品調整引当金	12,382	10,353
賞与引当金	41,121	144,136
その他	359,739	319,018
流動負債合計	5,120,979	4,985,574
固定負債		
社債	350,000	400,000
長期借入金	630,000	356,900
退職給付引当金	1,001,276	968,830
資産除去債務	294,564	-
固定負債合計	2,275,841	1,725,730
負債合計	7,396,820	6,711,304
純資産の部		
株主資本		
資本金	693,475	693,475
資本剰余金	289,824	289,824
利益剰余金	5,105,533	5,483,620
自己株式	3,655,617	3,553,754
株主資本合計	2,433,216	2,913,166
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39,467	25,388
評価・換算差額等合計	39,467	25,388
新株予約権	3,100	-
純資産合計	2,396,849	2,887,777
負債純資産合計	9,793,669	9,599,082



( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
売上高	12,706,381	13,689,839
売上原価	8,760,526	9,504,512
売上総利益	3,945,855	4,185,326
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 2,986,884	<sup>1</sup> 3,152,984
営業利益	958,971	1,032,341
営業外収益		
受取利息	239	108
受取配当金	28	28
投資事業組合運用益	1,199	-
未払配当金除斥益	5,474	1,796
保険配当金	3,473	1,553
その他	9,640	10,799
営業外収益合計	20,055	14,286
営業外費用		
支払利息	36,866	34,901
その他	2,246	8,556
営業外費用合計	39,113	43,457
経常利益	939,913	1,003,170
特別損失		
投資有価証券償還損	193,814	-
移転費用等	32,285	19,630
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	145,183
震災支援費用等	-	<sup>2</sup> 37,900
特別損失合計	226,099	202,714
税金等調整前四半期純利益	713,813	800,456
法人税等	<sup>3</sup> 332,504	<sup>3</sup> 391,487
少数株主損益調整前四半期純利益	-	408,968
四半期純利益	381,309	408,968

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
売上高	3,993,923	4,430,075
売上原価	2,953,366	3,216,378
売上総利益	1,040,556	1,213,697
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 994,863	<sup>1</sup> 1,038,966
営業利益	45,693	174,730
営業外収益		
受取利息	0	0
未払配当金除斥益	1,486	824
保険配当金	3,473	1,553
その他	1,167	2,350
営業外収益合計	6,126	4,729
営業外費用		
支払利息	11,633	10,204
その他	840	4,756
営業外費用合計	12,474	14,961
経常利益	39,345	164,497
特別損失		
投資有価証券償還損	193,814	-
移転費用等	10,426	5,823
震災支援費用等	-	<sup>2</sup> 135
特別損失合計	204,240	5,959
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	164,895	158,537
法人税等	<sup>3</sup> 64,565	<sup>3</sup> 113,685
少数株主損益調整前四半期純利益	-	44,852
四半期純利益又は四半期純損失( )	100,329	44,852

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	713,813	800,456
減価償却費	194,714	193,007
繰延資産償却額	-	3,353
のれん償却額	49,303	49,303
貸倒引当金の増減額(は減少)	10,712	1,941
賞与引当金の増減額(は減少)	93,779	103,014
退職給付引当金の増減額(は減少)	48,144	32,446
その他の引当金の増減額(は減少)	3,314	2,029
受取利息及び受取配当金	268	136
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	145,183
投資有価証券償還損益(は益)	193,814	-
支払利息	36,866	34,901
投資事業組合運用損益(は益)	1,199	6
売上債権の増減額(は増加)	1,125,246	1,467,707
たな卸資産の増減額(は増加)	953	53,408
仕入債務の増減額(は減少)	21,476	25,167
未払消費税等の増減額(は減少)	114,113	60,429
未払金の増減額(は減少)	39,187	108,018
前受金の増減額(は減少)	790,847	448,768
その他	125,976	44,409
小計	3,138,384	3,135,826
利息及び配当金の受取額	268	136
利息の支払額	38,084	30,867
法人税等の支払額	1,536,874	952,158
法人税等の還付額	2,552	787
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,566,246</b>	<b>2,153,724</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	391,663	229,705
無形固定資産の取得による支出	22,469	6,913
投資有価証券の取得による支出	-	86,239
投資有価証券の売却による収入	2,863	6,990
敷金及び保証金の差入による支出	153,307	400,603
敷金及び保証金の回収による収入	26,287	75,082
その他	56,247	102,752
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>594,536</b>	<b>744,141</b>

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,400,000	1,800,000
短期借入金の返済による支出	900,000	1,338,300
長期借入れによる収入	-	500,000
長期借入金の返済による支出	284,700	786,400
社債の償還による支出	-	50,000
配当金の支払額	656,552	779,615
自己株式の取得による支出	327,968	158,349
自己株式の処分による収入	-	56,487
新株予約権の発行による収入	-	3,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	769,220	753,078
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	202,488	656,503
現金及び現金同等物の期首残高	1,415,622	1,330,192
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,618,111	1,986,696

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ13,811千円、税金等調整前四半期純利益は158,994千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は304,057千円であります。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
たな卸資産の内訳は次のとおりであります。	たな卸資産の内訳は次のとおりであります。
教材 104,270千円	教材 55,764千円
貯蔵品 34,513千円	貯蔵品 29,610千円
計 138,783千円	計 85,375千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
1 販売費及び一般管理費の重要項目の内訳は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費の重要項目の内訳は次のとおりであります。
広告宣伝費 1,208,397千円	広告宣伝費 1,321,577千円
給与手当 699,149千円	給与手当 740,575千円
支払手数料 208,534千円	支払手数料 195,892千円
のれん償却額 49,303千円	のれん償却額 49,303千円
退職給付費用 16,477千円	退職給付費用 9,456千円
貸倒引当金繰入額 11,781千円	貸倒引当金繰入額 1,322千円
賞与引当金繰入額 12,347千円	賞与引当金繰入額 12,798千円
減価償却費 36,220千円	減価償却費 35,328千円
	2 震災支援費用等は、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による復興支援のための損失額を計上しており、その内訳は次のとおりであります。
	災害義援金 20,000千円
	復興イベント費用 11,172千円
	その他 6,728千円
	計 37,900千円
3 法人税、住民税及び事業税ならびに法人税等調整額の合計額は、「法人税等」として表示しております。	3 同左
4 当社グループの業績は、収益の基盤となる生徒数が、新学年スタート時期である第1四半期を底として、その後増加していくこと、講習会授業の実施が四半期毎に異なり、第2・第4四半期に特に集中することが季節的な収益変動要因となっております。このため第3四半期連結会計期間は、収益性が低くなる傾向があります。	4 当社グループの業績は、受験後の卒業等により生徒数が変動することから、新学年スタート時期である第1四半期を底とし、講習会授業を実施する第2・第4四半期に大きく膨らむ季節的な変動要因があります。

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)																																
<p>1 販売費及び一般管理費の重要項目の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>400,208千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>237,596千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>73,941千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td>16,434千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>5,492千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>2,251千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>29,418千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>12,296千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	400,208千円	給与手当	237,596千円	支払手数料	73,941千円	のれん償却額	16,434千円	退職給付費用	5,492千円	貸倒引当金繰入額	2,251千円	賞与引当金繰入額	29,418千円	減価償却費	12,296千円	<p>1 販売費及び一般管理費の重要項目の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>441,710千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>246,226千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td>53,251千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td>16,434千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>3,244千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>5,855千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>29,479千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>11,828千円</td> </tr> </table>	広告宣伝費	441,710千円	給与手当	246,226千円	支払手数料	53,251千円	のれん償却額	16,434千円	退職給付費用	3,244千円	貸倒引当金繰入額	5,855千円	賞与引当金繰入額	29,479千円	減価償却費	11,828千円
広告宣伝費	400,208千円																																
給与手当	237,596千円																																
支払手数料	73,941千円																																
のれん償却額	16,434千円																																
退職給付費用	5,492千円																																
貸倒引当金繰入額	2,251千円																																
賞与引当金繰入額	29,418千円																																
減価償却費	12,296千円																																
広告宣伝費	441,710千円																																
給与手当	246,226千円																																
支払手数料	53,251千円																																
のれん償却額	16,434千円																																
退職給付費用	3,244千円																																
貸倒引当金繰入額	5,855千円																																
賞与引当金繰入額	29,479千円																																
減価償却費	11,828千円																																
	<p>2 震災支援費用等は、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」による復興支援のための損失額を計上しており、その内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>災害義援金</td> <td>- 千円</td> </tr> <tr> <td>復興イベント費用</td> <td>- 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>135千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>135千円</td> </tr> </table>	災害義援金	- 千円	復興イベント費用	- 千円	その他	135千円	計	135千円																								
災害義援金	- 千円																																
復興イベント費用	- 千円																																
その他	135千円																																
計	135千円																																
<p>3 法人税、住民税及び事業税ならびに法人税等調整額の合計額は、「法人税等」として表示しております。</p>	3 同左																																
<p>4 当社グループの業績は、収益の基盤となる生徒数が、新学年スタート時期である第1四半期を底として、その後増加していくこと、講習会授業の実施が四半期毎に異なり、第2・第4四半期に特に集中することが季節的な収益変動要因となっております。このため第3四半期連結会計期間は、収益性が低くなる傾向があります。</p>	<p>4 当社グループの業績は、受験後の卒業等により生徒数が変動することから、新学年スタート時期である第1四半期を底とし、講習会授業を実施する第2・第4四半期に大きく膨らむ季節的な変動要因があります。</p>																																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)								
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係								
<table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,618,111千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,618,111千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,618,111千円	現金及び現金同等物	1,618,111千円	<table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>1,986,696千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>1,986,696千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,986,696千円	現金及び現金同等物	1,986,696千円
現金及び預金勘定	1,618,111千円								
現金及び現金同等物	1,618,111千円								
現金及び預金勘定	1,986,696千円								
現金及び現金同等物	1,986,696千円								

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,266,225株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 724,884株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月13日 取締役会	普通株式	392,279	110	平成23年2月28日	平成23年5月11日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金5,153千円を含めておりません。これは「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。配当の権利確定日において、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は46,850株であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月12日 取締役会	普通株式	389,048	110	平成23年8月31日	平成23年11月9日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金8,384千円を含めておりません。これは「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を自己株式として認識しているためです。配当の権利確定日において、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は76,224株であります。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期連結累計期間におきまして、「従業員持株E S O P信託」の信託契約に基づき自己株式の取得及び処分を行っており、取得による増加が158,349千円、処分による減少が56,487千円となりました。その結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が101,862千円増加し、当第3四半期連結会計期間末における自己株式は3,655,617千円となっております。



(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

	学習塾事業 (千円)	家庭教師 派遣教育事業 (千円)	幼児教育 事業 (千円)	インターネット テレビ電話 教育事業 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,197,387	955,065	687,244	121,805	32,420	3,993,923	-	3,993,923
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	156	-	42,006	104,302	146,464	(146,464)	-
計	2,197,387	955,221	687,244	163,812	136,722	4,140,387	(146,464)	3,993,923
営業利益又は営業損失( )	213,757	81,227	163,722	42,889	12,025	62,057	(16,364)	45,693

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業の区分の方法は、事業の種類、性質の類似性を考慮して区分しております。

(2) 各事業区分に属する事業の内容

学習塾事業は、全学年を対象とした個別指導方式による学習・進学指導を行っております。

家庭教師派遣教育事業は、全学年を対象とした家庭教師による学習・進学指導を行っております。

幼児教育事業は、名門幼稚園や名門小学校への受験指導を行っております。

インターネットテレビ電話教育事業は、インターネットを利用したリアルタイムによる双方向性の完全個別指導(テレビ電話個別指導システム)を行っております。

その他には、人格情操合宿教育事業並びに生徒募集勧誘事業が含まれております。

前第3四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年11月30日)

	学習塾事業 (千円)	家庭教師 派遣教育事業 (千円)	幼児教育 事業 (千円)	インターネット テレビ電話 教育事業 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	7,509,677	2,521,872	2,028,852	285,526	360,453	12,706,381	-	12,706,381
(2) セグメント間の 内部売上高又は振替高	10,645	468	-	150,168	273,401	434,683	(434,683)	-
計	7,520,322	2,522,340	2,028,852	435,694	633,855	13,141,065	(434,683)	12,706,381
営業利益又は営業損失( )	333,312	168,537	431,434	95,478	20,700	1,008,063	(49,092)	958,971

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業の区分の方法は、事業の種類、性質の類似性を考慮して区分しております。

(2) 各事業区分に属する事業の内容

学習塾事業は、全学年を対象とした個別指導方式による学習・進学指導を行っております。

家庭教師派遣教育事業は、全学年を対象とした家庭教師による学習・進学指導を行っております。

幼児教育事業は、名門幼稚園や名門小学校への受験指導を行っております。

インターネットテレビ電話教育事業は、インターネットを利用したリアルタイムによる双方向性の完全個別指導(テレビ電話個別指導システム)を行っております。

その他には、人格情操合宿教育事業並びに生徒募集勧誘事業が含まれております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間（自平成22年3月1日至平成22年11月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前第3四半期連結累計期間（自平成22年3月1日至平成22年11月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、以下の事業内容に基づき「学習塾事業」、「家庭教師派遣教育事業」、「幼児教育事業」、「インターネットテレビ電話教育事業」を報告セグメントとしております。

学習塾事業は、全学年を対象とした個別指導方式による学習・進学指導を行っております。

家庭教師派遣教育事業は、全学年を対象とした家庭教師による学習・進学指導を行っております。

幼児教育事業は、名門幼稚園や名門小学校への受験指導を行っております。

インターネットテレビ電話教育事業は、インターネットを利用したリアルタイムによる双方向性の完全個別指導（テレビ電話個別指導システム）を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成23年3月1日至平成23年11月30日）

	報告セグメント					その他 (注)1 (千円)	合計 (千円)	調整額 (注)2 (千円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3 (千円)
	学習塾事業 (千円)	家庭教師 派遣教育事業 (千円)	幼児教育 事業 (千円)	インターネッ トテレビ電話 教育事業 (千円)	計 (千円)				
売上高									
外部顧客への 売上高	7,959,756	2,993,884	2,098,545	321,412	13,373,598	316,240	13,689,839	-	13,689,839
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	468	-	164,612	165,080	274,888	439,969	(439,969)	-
計	7,959,756	2,994,352	2,098,545	486,025	13,538,678	591,129	14,129,808	(439,969)	13,689,839
セグメント利益 又は損失( )	432,340	252,764	371,752	64,679	1,121,537	39,562	1,081,974	(49,632)	1,032,341

当第3四半期連結会計期間（自平成23年9月1日至平成23年11月30日）

	報告セグメント					その他 (注)1 (千円)	合計 (千円)	調整額 (注)2 (千円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3 (千円)
	学習塾事業 (千円)	家庭教師 派遣教育事業 (千円)	幼児教育 事業 (千円)	インターネット テレビ電話 教育事業 (千円)	計 (千円)				
売上高									
外部顧客への 売上高	2,368,922	1,135,427	786,368	97,433	4,388,152	41,923	4,430,075	-	4,430,075
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	156	-	52,634	52,790	73,489	126,279	(126,279)	-
計	2,368,922	1,135,583	786,368	150,067	4,440,942	115,412	4,556,355	(126,279)	4,430,075
セグメント利益 又は損失( )	121,455	141,492	188,670	24,258	232,967	41,872	191,094	(16,364)	174,730

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、人格情操合宿教育事業並びに生徒募集勧誘事業が含まれております。

2. 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

金融商品関係の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

当社グループのデリバティブ取引は全てヘッジ会計が適用されているため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年11月30日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、当連結会計年度の期首と比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

( 1株当たり情報 )

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年11月30日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
1株当たり純資産額 676.82円	1株当たり純資産額 809.55円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額 104.36円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 115.55円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	381,309	408,968
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	381,309	408,968
期中平均株式数(株)	3,653,910	3,539,193
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり四半期純利益金額」を算定するための四半期末の普通株式数及び普通株式の期中平均株式数について、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を控除しております。

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額( ) 27.65円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 12.67円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年9月1日 至平成23年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	100,329	44,852
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	100,329	44,852
期中平均株式数(株)	3,629,053	3,539,288
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり四半期純利益金額」を算定するための四半期末の普通株式数及び普通株式の期中平均株式数について、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を控除しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年9月1日至平成23年11月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引について

は、引き続き従来通りの賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、それらについては、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

## 2【その他】

平成23年10月12日開催の取締役会において、当期第2四半期末配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 当期第2四半期末配当による配当金の総額.....389,048千円
- (2) 1株当たりの額.....110円
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 .....平成23年11月9日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月12日

株式会社リソー教育  
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 壽海雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リソー教育の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リソー教育及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月18日開催の取締役会決議に基づき、国内無担保普通社債を平成22年12月13日に発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 1月12日

株式会社リソー教育  
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 壽海雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 靖 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂田 美千穂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リソー教育の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リソー教育及び連結子会社の平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。